

鹿屋市建設工事等入札参加資格における格付総合点算出方法について

建設工事、建築設計監理及び測量設計の格付総合点算出式を下記のとおりとします。

【格付を行う業種】

土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事
造園工事	上水道工事	下水道工事	解体工事
建築設計監理	測量設計		

【登録業種】

舗装工事	安全施設工事	塗装防水工事	畳工事
------	--------	--------	-----

本市内の営業所等に委任する場合は、別添『鹿屋市内の支店・営業所等の取扱いについて』の要件を満たす場合に限り、市内業者として格付・登録を行います。その他については市外業者として登録されます。

1 建設工事

① 【土木一式、建築一式、電気、管、造園】

総合点数＝「客観的要素」＋「主観的要素」＋「地域貢献度」－「減点」

$$T = 「A」 + 「B」 + 「C」 - 「D」$$

「客観的要素」 A：鹿児島県の格付総合点

「主観的要素」 B：鹿屋市発注工事の実績額、成績を点数化したもの

(鹿児島県の工事成績・施工実績評価換算表を使用)

- ・土木一式は5年間の実績（令和2年度～令和6年度）
- ・建築一式、電気、管は7年間の実績（平成30年度～令和6年度）
- ・造園は8年間の実績（平成29年度～令和6年度）

「地域貢献度」 C：鹿屋市との防災協定締結

- ・消防団協力事業所
- ・高年齢者の雇用
- ・鹿屋市優良工事等表彰
- ・鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所
- ・災害復旧業務委託

「減点」 D：指名停止等（県と重複するものを除く）、市発注工事の遅延

※県の格付総合点を有しない事業者の客観的要素は経営事項審査の総合評定値（P値）とし、地域貢献度の加点項目は②【上水道・下水道】に準ずるものとします。

② 【上水道・下水道】

上水道工事・下水道工事については、県の入札参加資格登録が無いため、以下のとおり総合点数を算出します。

総合点数＝「客観的要素」＋「主観的要素」＋「技能士の評価」＋「地域貢献度」－「減点」

$$T = 「A」 + 「B」 + 「C」 + 「D」 - 「E」$$

「客観的要素」	A：経営事項審査の総合評定値（P 値） 上水道工事は「水道施設工事」の総合評定値 下水道工事は「土木一式工事」の総合評定値
「主観的要素」	B：鹿屋市発注工事の実績額、成績を点数化したもの （ 鹿児島県の工事成績・施工実績評価換算表を使用 ） 上水道工事・下水道工事は5年間の実績（令和2年度～令和6年度）
「技能士の評価」	C：次に掲げる資格者に対して加点する。（上水道のみ） 一級配管技能士、二級配管技能士
「地域貢献度」	D：鹿屋市との防災協定締結 ・消防団協力事業所 ・高齢者の雇用 ・鹿屋市優良工事等表彰 ・鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所 ・災害復旧業務委託 ・ボランティア活動 ・消防団員の雇用 ・障がい者の雇用 ・更生保護における協力雇用主 ・新規学卒者等雇用 ・男女共同参画、子育て支援
「減点」	E：指名停止等、市発注工事の遅延

2 建築設計監理及び測量設計

資格審査を行う年の4月1日現在の有資格者数及び営業年数並びに同日前4決算年度の業種別年間平均実績高を基にして総合点数を算出します。

$$T = 3A + 5B + C + D - E$$

T：総合点数

A：年間平均実績点数

B：有資格者点数

C：営業年数点数

D：地域貢献度

- ・鹿屋市との防災協定締結
- ・消防団協力事業所
- ・高齢者の雇用
- ・鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所
- ・ボランティア活動
- ・消防団員の雇用
- ・障がい者の雇用
- ・更生保護における協力雇用主
- ・男女共同参画、子育て支援

E：減点（指名停止等、業務遅延）

3 等級の格付けについて

鹿屋市建設業者工事等施行能力審査要領（平成 18 年 1 月 1 日制定）第 10 条に規定する等級格付の基準について、次のとおり定める。

（１）建設工事の等級格付基準表（総合点数）

等級	土木一式	建築一式	電気	管	造園	上水道	下水道
A	1,390 以上	1,330 以上	1,090 以上	1,010 以上	780 以上	890 以上	950 以上
B	1,389 ～960	1,329 ～940	1,090 未満	1,009 ～720	780 未満	889 ～740	950 未満
C	959 ～500	939 ～650		720 未満		740 未満	
D	500 未満	650 未満					

（２）解体工事の等級格付基準表

等級	要件
A	・過去 5 年間の解体工事受注実績が合計で 1,000 万円以上 ・鉄筋造・鉄骨造に対応する機械を保有していること ・市内に本社を有していること ・新規業者でないこと
B	上記に該当しない者

（３）建築設計監理業務委託・測量設計業務委託の等級格付基準表（総合点数）

等級	建築設計監理業務委託	測量設計業務委託
A	190 以上	200 以上
B	189～125	200 未満
C	125 未満	

4 格付区分別標準金額について

(1) 建設工事の標準金額については、次のとおりとする。

工事種別	格付区分	建設工事の標準金額
土木一式 工事	A	2,300 万円以上
	B	1,000 万円以上 2,300 万円未満
	C	300 万円以上 1,000 万円未満
	D	300 万円未満
建築一式 工事	A	7,200 万円以上
	B	2,400 万円以上 7,200 万円未満
	C	600 万円以上 2,400 万円未満
	D	600 万円未満
電気工事	A	1,100 万円以上
	B	1,100 万円未満
管工事	A	1,500 万円以上
	B	500 万円以上 1,500 万円未満
	C	500 万円未満
造園工事	A	400 万円以上
	B	400 万円未満
上水道 工事	A	1,000 万円以上
	B	400 万円以上 1,000 万円未満
	C	400 万円未満
下水道 工事	A	2,100 万円以上
	B	2,100 万円未満
解体 工事	A	400 万円以上
	B	400 万円未満

(2) 建築設計監理業務委託・測量設計業務委託の標準金額については、次のとおりとする。

業種	格付区分	建築・測量設計委託の標準金額
建築設計監理業務委託	A	600 万円以上
	B	300 万円以上 600 万円未満
	C	300 万円未満
測量設計業務委託	A	300 万円以上
	B	300 万円未満

別表第1（客観的要素審査基準）

（1）建築設計監理業務点数基準

資格審査を行う年の4月1日前4決算年度の業種別年間平均実績高	点数	有資格者数値	点数	営業年数	点数
3,000 万円以上	30	25 以上	30	35 年以上	30
1,500 万円以上 3,000 万円未満	25	15 以上 25 未満	25	25 年以上 35 年未満	25
1,000 万円以上 1,500 万円未満	20	10 以上 15 未満	20	15 年以上 25 年未満	20
500 万円以上 1,000 万円未満	15	6以上 10 未満	15	5年以上 15 年未満	15
500 万円未満	10	5以下	10	5年未満	10

備考 有資格者数値は、一級建築士及び建築設備資格者1人につき5、二級建築士及び建築積算資格者1人につき2とする。

（2）測量設計業務点数基準

資格審査を行う年の4月1日前4決算年度の業種別年間平均実績高	点数	有資格者数値	点数	営業年数	点数
1 億円以上	30	25 以上	30	35 年以上	30
5,000 万円以上 1 億円未満	25	15 以上 25 未満	25	25 年以上 35 年未満	25
3,000 万円以上 5,000 万円未満	20	10 以上 15 未満	20	15 年以上 25 年未満	20
1,000 万円以上 3,000 万円未満	15	6以上 10 未満	15	5年以上 15 年未満	15
1,000 万円未満	10	5以下	10	5年未満	10

備考 有資格者数値は、測量士1人につき5、測量士補1人につき2とする。

別表第2 (市工事成績・施工実績評価換算表)

工事成績 ／ 施工実績	～																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
-------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3

(1) 技能士評価の基準表

項目	基準	点数
技能士の評価（上限80点）	1級技能士	2点
	2級技能士	2点

(2) 地域貢献度の基準表

基準	点数
防災協定 本市と防災協定を締結している団体に加入している者	2点
消防団協力事業所 「鹿屋市消防団協力事業所表示制度実施要綱」に定める協力事業所として認定されている者	2点
高齢者の雇用 満65歳以上の者を3月以上継続雇用している者	1人 2点（上限10点）
鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所 「鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業実施要綱」に定める登録事業者である者	2点
消防団員の雇用 消防団員を3月以上継続雇用している者	1人 2点 2人以上 5点
ボランティア活動 本市の公共施設等においてボランティア活動を行った者（令和4・5・6年度）	年間1回～2回 3点 年間3回以上 6点 （各年度上限6点、上限18点）
障がい者の雇用 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務がある事業所においては、それを超える人数を雇用している者、法定雇用率が適用されない者は、障がい者を1人以上雇用している者（3月以上継続雇用していること。）	1人以上 5点 1年以上継続雇用している場合 5点追加（上限10点）
新規学卒者等雇用 令和3年4月1日から令和6年3月31日までに学校教育法に規定する学校若しくは専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設を卒業した者を採用し、令和7年1月1日時点において常用雇用労働者として雇用している者	1人 2点（上限6点）
更生保護における協力雇用主会等への登録 鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構へ登録している者	2点
男女共同参画・子育て支援 就業規則に、育児休業制度又は介護休業制度を設けている者 「次世代育成支援対策推進法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている者	育児休業制度 2点 介護休業制度 2点 「次世代育成支援対策推進法」 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定・届出（各2点）

鹿屋市優良工事等表彰 「鹿屋市優良工事等表彰実施要綱」に定める右欄の表彰を受けた者（令和５・６年度）	優良工事表彰 ２点 優良技術者表彰 ２点 若手技術者表彰 １点 （各年度、優良工事表彰と優秀技術者表彰を受けた建設業者に対し工事の区分ごとに加点し、上限５点）
災害復旧業務委託 過去２カ年に本市発注の災害復旧業務委託を受託した者	過去２年間の受注件数 ５件未満 ２点 ５件以上１０件未満 ４点 １０件以上１５件未満 ６点 １５件以上 ８点 過去２年間の受注金額 ５０万円未満 １点 ５０万円以上 ２点

- 備考１ 鹿屋市消防団協力事業所は、鹿屋市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成２２年鹿屋市告示第２６号）に基づくものとする。
- ２ 障がい者雇用は、法定雇用義務がある事業所においては、それを超える人数を評価の対象とする。
- ３ 更生保護における協力雇用主会等は、鹿児島県協力雇用主会又はＮＰＯ法人鹿児島就労支援事業者機構とする。
- ４ 鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所は、鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業実施要綱（平成２８年鹿屋市告示第１９３号）に基づくものとする。
- ５ 鹿屋市優良工事等表彰は、鹿屋市優良工事等表彰実施要綱（平成２８年鹿屋市告示第２９号）に基づくものとする。

（３） 減点の基準表

鹿屋市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱第８条に基づく警告又は注意の喚起 △６点		
指名停止	３月未満	△１２点
	３月以上６月未満	△２３点
	６月以上	△３６点
工事遅延	１５日以上３０日未満	△６点
	３０日以上６０日未満	△１２点
	６０日以上	△２０点